

常田正治議員に辞職を求める動議（可決）

上記の動議を青森市議会会議規則第16条の規定により提出します。

1. 理由

先般の議会において常田正治議員に対し辞職勧告の決議がなされた。常田正治議員は、買収容疑で逮捕され、その事実を認めた。しかし裁判の判決を不服とし控訴したものの、無罪の可能性は極めて薄いものである。

同じ罪で問われた議員は、すべて潔く辞職する中で、常田正治議員だけが議会に出席したが、やじなどを平気で飛ばし、市民を騒がせた反省は全く感じられない。

よって再度、直ちに辞職するよう常田正治議員に強く辞職勧告する。

平成17年9月21日